

原子力防災連絡会議設置要項

1. 目的

福島第一原子力発電所事故以降、国において事故の教訓等を踏まえた防災対策の見直しが進められている中、島根原子力発電所にかかる原子力防災対策について関係自治体間で連携、調整を図るために情報交換等を行うことを目的に連絡会議を設置する。

2. 組織

- (1) 当該連絡会議は、議長及び構成員をもって組織する。
- (2) 議長は島根県防災部長をもって充てる。
- (3) 構成員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

3. 会議

- (1) 当該会議は、議長が招集し、これを主宰する。
- (2) 議長が不在の場合は、あらかじめ議長が指定する者がその職務を代行する。
- (3) 議長は、必要があると認められるときは、構成員以外の者の参加を求めることができる。
- (4) 当該会議には、必要に応じて作業部会を置くことができる。

4. 事務局等

- (1) 当該会議の事務局は、島根県防災部原子力安全対策課に置く。
- (2) この要項に定めるもののほか当該会議の運営に必要な事項は、議長が別に定める。

- | | |
|-----|--------------------------|
| 附 則 | この要項は、平成23年5月24日から施行する。 |
| 附 則 | この要項は、平成23年9月14日から施行する。 |
| 附 則 | この要項は、平成23年10月12日から施行する。 |
| 附 則 | この要項は、平成24年7月19日から施行する。 |
| 附 則 | この要項は、平成26年2月7日から施行する。 |
| 附 則 | この要項は、平成26年4月28日から施行する。 |
| 附 則 | この要項は、平成27年5月22日から施行する。 |
| 附 則 | この要項は、平成29年3月27日から施行する。 |
| 附 則 | この要項は、平成31年4月1日から施行する。 |
| 附 則 | この要項は、令和5年3月29日から施行する。 |

(別 表)

団 体 名	職 名	備 考
松 江 市	防災部長	
出 雲 市	防災安全部長	
安 来 市	統括危機管理監	
雲 南 市	防災部長	
米 子 市	防災安全監	
境 港 市	総 務 部 防 災 監	
鳥取県警察本部	警 備 部 長	
鳥 取 県	危機管理局長	
島根県警察本部	警 備 部 長	
島 根 県	防 災 部 長	議 長